

第 1 回

鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

開催日：平成22年11月17日（火）

9：10～9：55

場 所：由利本荘市 鶴舞会館 3 階講堂

「第1回 鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

1. 開会

【進行】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第1回鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催させていただきます。

私は、本日進行役をさせていただきます東北地方整備局河川調査官の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お手元の議事次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事次第を見ていただきますと1番から5番までの議事、そして配付資料について記載をしております。まず、配付資料の確認でございますけれども、資料1といたしまして、この検討の場の規約を配付させていただいております。資料2に公開の方法について、資料3、検討手順の概要（案）、そして参考資料が4点ございまして、参考資料の1、今後の治水のあり方について中間とりまとめ、参考資料2、ダム事業の検証に係る検討について、参考資料3、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について、そして参考資料4、個別ダム検証の進め方等という資料を配付させていただいております。もし不足等ございましたら事務局までお申し出願います。

それから、傍聴されている皆様へのお願いでございますけれども、先ほどご紹介した参考資料2、公開の方法についての2番目に、傍聴に際しての留意事項を記載しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、名簿順に出席者をご紹介させていただきたいと思っております。

それでは、秋田県からご紹介いたします。秋田県知事代理でご出席いただきました堀井副知事でございます。

【堀井秋田県副知事（佐竹秋田県知事代理）】 堀井でございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 秋田県建設交通部、加藤部長でございます。

【加藤秋田県建設交通部長】 おはようございます。加藤です。よろしくお願い申し上げます。

【進行】 続きまして、由利本荘市、長谷部市長でございます。

【長谷部由利本荘市長】 長谷部です。よろしくお願いいたします。

【進行】 由利本荘市ガス水道局企業管理者、藤原様でございます。

【藤原由利本荘市ガス水道局企業管理者】 藤原でございます。よろしくお願いします。

【進行】 それから、由利本荘市企画調整部長の小松様におかれましては、本日欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、由利本荘市建設部、熊谷部長でございます。

【熊谷由利本荘市建設部長】 熊谷でございます。よろしくお願いします。

【進行】 次に、東北地方整備局の出席者をご紹介します。東北地方整備局長、青山局長でございます。

【青山局長】 青山です。よろしくお願いいたします。

【進行】 田上河川部長でございます。

【田上河川部長】 田上でございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 秋田河川国道事務所、柴田所長でございます。

【柴田秋田河川国道事務所長】 柴田でございます。よろしくお願いします。

【進行】 鳥海ダム調査事務所、國松所長でございます。

【國松鳥海ダム調査事務所長】 國松でございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 そして私、河川調査官の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

2. あいさつ（東北地方整備局）

【進行】 それでは、初めに検討の場の検討主体である東北地方整備局からごあいさつを申し上げます。

東北地方整備局、青山局長、お願いいたします。

【青山局長】 本日は大変お忙しいところ、鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場にご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

鳥海ダムの建設事業は、子吉川沿川の洪水対策、そして上水道用水の確保、流水の正常な機能の維持を目的といたしまして進めております多目的ダムの建設事業でございまして、これまで平成5年に実施計画調査に着手いたしまして、平成18年に子吉川水系の河川整備計画に位置づけ、地域の皆様方のご協力を賜りながら、今まで建設着手に向けて準備を進めてまいったわけでございます。こういった中で、昨年の秋に国土交通大臣のほうからできるだけダムにたよらない治水を目指すべきだという方向性が示されまして、本体工事に未着工のダムにつきましては、検証を行った上で対応方針を判断するということになりました。昨年12月から有識者会議を設けまして、検証に必要な検討をどのように行うかということについて議論を進めたわけでございまして、去る9月27日に今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ、これきょうの書類にございますけれども、これが取りまとめられております。これを受けまして、9月28日に鳥海ダム建設事業の検証に係る検討を行うよう大臣からの指示が来たわけでございます。

この中間とりまとめの中には、検証に係る検討に当たりましては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図りながら地域に十分反映するための措置を講ずることが大事だというふうに言われています。このために関係地方公共団体からなる検討の場、この場でございますけれども、これを設置いたしまして相互の立場を理解しつつ、

検討を進めるということになっております。

この検討の場におきましては、秋田県知事、そして由利本荘市長のご参画、そしてご協力をいただいてこの検討の場を進めたいというふうに思っております。今回の検討に当たりましては、予断なく検討を進めるということが求められております。なおかつ地域の実情、そして意向が的確に反映するということが大事だと言われておりますので、皆様の忌憚のないご意見を賜りたいというふうに思っております。

ダムにたよらない治水というものの方針を示されてから大変皆様にご心配をおかけしております。また、これまでも鳥海ダム、そして子吉川の治水、利水、環境につきましては皆様の多大な協力をいただいてきておりますが、再度改めましてご尽力をお願いしたいというふうに思っております。

簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 検討手順の概要（案）

【進行】 それでは、議事次第の3番に進みたいと思います。議事次第3、検討手順の概要（案）につきまして事務局からご説明いたします。

事務局お願いします。

【山本水災害予報企画官】 それでは、検討手順の概要案につきまして事務局より説明させていただきます。

説明に当たりまして、過去の経緯と今後どのように検討していくのかをまず説明してから、この検討の場でどのように検討を進めていくのかの説明をさせていただきたいと思えます。資料につきましては、お配りしている資料の中の参考資料4、A3横の数枚のペーパーでございますが、これが一番まとまっておりますので、これに基づいて説明させていただきます。

これの一番上、[ア]でございますが、ことし9月に有識者会議で中間とりまとめというものが公表されました。この中間とりまとめは参考資料1としてお配りしておりますけれども、結構中身が分厚いので、本日説明は省略させていただきます。それを受けまして、9月28日に、[イ]と[ウ]でございますけれども、ダム検証に係る検討に関する再評価

実施要領細目というのが定められまして、あわせて国土交通大臣が個別ダムの検証に係る検討を指示または要請、我々地方整備局に対しては指示、あとは補助ダムに対しては都道府県知事に対して要請を行われたということでございます。したがって、今回の検討につきましては、ここの〔イ〕に書かれています再評価実施要領細目、これに基づいて検討を行うことになります。この資料につきましては、参考資料３にございますけれども、内容としましては今見ていただいている参考資料４にまとまっておりますので、今後の検討の流れにつきましてもこちらをベースに説明させていただきます。

実際の検討でございますが、この表の中で〔エ〕に書かれております検討主体による個別ダムの検証に係る検討、そこから下が、今後我々が行っていく検討の内容でございます。左上に〔オ〕検証対象ダム事業等の点検とありますけれども、まずその代替案と比較云々をする前に、現在のダム事業につきまして、例えば事業費、あとは堆砂計画、あとは工期、そういったデータについてまずチェックを行いなさいと。チェックをした上で比較検討を行いなさいというようなことになっております。点検を行いました上で、ここの表になりますと〔キ〕でございますが、複数の、これは治水の例でございますけれども、複数の治水対策案を立案することになっております。複数の治水対策案につきましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案すると。また、複数の治水対策案を立案するということになっております。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案、すなわち今の河川整備計画で定められています鳥海ダムを含んだ現行の案を一つの案とします。その他に検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成して、この後比較しなさいというふうになってございます。

その各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討するということになっております。その幅広くさまざまな方策ということでこんなものがありますということで、次の２ページ、３ページに具体的な代替案としてこういったものがありますというのが示されております。ちょっと一個一個若干長くなりますが、簡単に説明させていただきます。２ページの上、ダム案としまして現行の案を載せてございます。代替案として、そこから下に書いてあるものを、検討しなさいということでございまして、１つ目がダムの有効活用、例えば既設のダムをかさ上げして容量を増やすとか、あとは放流設備を改造して、今の治水容量を有効に使うだとか、利水容量を買い上げて治水容量に回すとか、そういった今あるダムを有効活用する案をつくりなさいということでございます。

その次が遊水地としまして、川の水の一部分を遊水地に流すことによって、下流へ流す量を減らしまして、ピークカット、そういった案でございます。

3番目が放水路、河川の途中から分岐して早く海に流してしまいたいという案でございます。

河道の掘削ということで川を掘りまして、流せる水の量をふやしましょうという案でございます。

引堤につきましては、堤防を民地側に幅を広げまして、川の容量をふやして、これも川の水を多く流せるようにしましょうという案でございます。堤防のかさ上げ、堤防を高くしまして、これも同じように川の水をたくさん流せるようにしましょう。モバイルレベーターを含むと書いてありますが、モバイルレベーターというのは可搬式の特殊堤防ということで、例えば堤防の上に板をはめられるようなところだけを用意しておきまして、実際に雨が降ったらそこに別途用意しておいた板をパンパンとはめて、実質的に堤防の高さを高くして容量を増やすといったものでございまして、こういったものについても可能性があるかどうかを検討なさということでございます。

次が河道内の樹木の伐採でございまして、川の中の木を切って水を流しやすくするという案でございます。

次に、決壊しない堤防、決壊しづらい堤防、これは計画水位以上の水が流れたときに、どうしても決壊しないような堤防あるいは非常に決壊しづらい堤防、こういったものも対策案としてありますよねという話でございますけれども、これについては実施要領の細目の中にも技術的に可能となるならばこういったことができますというようなことが書かれておるところでございます。

あとは高規格堤防でございますが、これはスーパー堤防と呼ばれているものでございまして、その堤防の幅を非常に広くとりまして、その上の土地利用も供用するといった方策でございます。

2ページが一番下は排水機場ということで、その川の近くの低いところにたまってしまった水を強制的に川に排出するといった方策でございます。これが河川を中心とした対策でございますが、今回の検討に当たりましては、それだけではなく川の外、流域を中心とした対策についても検討して比較評価を行うということとされております。

これについてもちょっと説明させていただきますと、雨水貯留施設、雨水浸透施設でございますけれども、これは主に市街地のコンクリート、アスファルトに覆われているよう

なところの対策でございますが、降った雨を直接川に流さずに、一旦貯めておく。川の水が少ないときに流すような形にする、あるいは浸透施設ということは、降った雨をそのまま土にしみ込みやすいような構造をつくって川に流れる水を減らす、こういった対策でございます。

3番目、遊水機能を有する土地の保全でございますけれども、現在河川のすぐ隣にあふれやすいけれども、大して被害がないのでそのままにしている、そういったところについて堤防を無理につくらずに、じゃあ問題がないのであればそのままあけて、下に流れないようにするような状況をそのままにしておきましょうといった対策でございます。部分的に低い堤防の存置につきましても基本的に同じような考え方でございます。

霞堤というのは、堤防が不連続になっているつながってないところでございます。これは、雨が降ったときに不連続なところにたまるといった効果のほかに、上のほうで堤防が切れて、上から水が流れてきたところをつながってないところから川に戻す、そういった構造の霞堤というのが全国にまだ残っているところがございますが、それをそのままにしておきましょうという対策でございます。

輪中堤につきましては、川を堤防で一連につないでしまうのではなくて、住宅地だけを囲ってしまって、あふれたときでもその住宅地の中には水が入らないように堤防で囲う、そういった対策でございます。

その下、二線堤でございますが、これは現在の堤防の外にもう一本堤防をつくって、仮にその堤防が本当の河川の本堤が壊れてあふれてもその二線堤から先にはあふれていかない。そういった対策でございます。

樹林帯でございますが、これは堤防のすぐ近くに木をたくさん植えておいて、堤防から仮に水があふれてもその木のところで流れが抑えられまして壊れにくくなる、あるいは壊れてしまってもその木で水の勢いが弱められて、氾濫の被害を軽減することができる、こういった対策でございます。

宅地のかさ上げ、ピロティ建築につきましては住宅の部分だけを現状より高くしまして、あふれても家だけは浸からないようにしようと、そういった対策でございます。

土地利用規制につきましては、洪水の浸水が起り得るそういった危険な場所には、例えば住宅を建てさせないとか、そういった規制についても今回検討しますということになってございます。

水田等の保全でございますが、水田自体は、場合によっては雨水を一回貯留する、ある

いは地下に浸透させるという機能もあるところでございますので、そういったものを保全するという対策についても検討するということになっております。

森林の保全につきましては、現在のある森林を保全しまして、雨が降ったときに川にすぐには流れてこないようにする、そういった効果をそのまま発揮させておきましょうといった内容でございます。

洪水の予測、情報提供等、これは河川の対策ではございませんけれども、そういった情報の提供を速やかにすることによって、仮に堤防が決壊したときに早目に逃げていただくことによって、人命等を守る、そういった対策でございます。

水害保険につきましては、まさに保険でございまして、仮に堤防が壊れて被害が起こっても、保険でお金的にはカバーしましょうと、こういった対策についても幅広く今回検討しまして、複数の対策案をつくるというふうになってございます。

その後の流れは、また1ページに戻りまして、このフローチャートで言う〔ク〕の部分でございます。たくさん治水対策案が出てきますけれども、その中で概略評価によって治水対策案を抽出しまして、2案から5案程度にまず絞り込みます。絞り込んだ後に、実際に個別の細かい評価をしていくことになります。そのさまざまな評価軸に沿って評価しなさいというふうになっておりますが、その評価軸も具体的に示されておまして、これはこの資料の4ページに書いてございます。大きく7つの評価軸が示されております。安全度でございますけれども、まず我々今回の検討の目標が河川整備計画レベルの目標に対して安全度を確保できるかということと、あわせてその目標を上回る洪水が発生したときにどういうふうになるのかとか、あとは例えば5年後、10年後、そういった段階的な安全度の確保のされ方はどうなのか、そういったことも評価の把握に努めなさいというふうになっております。

コストにつきましても完成までに要する費用、つまり工事に必要な費用のほかに維持管理にどれぐらい必要なお金があるのか、あるいは仮にダムによらない案の場合、ダム中止によって発生する費用とか、そういったその他どんな費用が発生するのか、細かく検討して評価をしなさいということになってございます。実現性につきましては、土地所有者、その他関係者の協力、調整の見通しはどうかとか、あとは技術的に可能なかどうかとか、現行の法律上問題ないのかどうか、そういったことも評価軸に含まれておるところでございます。

持続性につきましては、将来にわたって持続可能と言えるかどうか、柔軟性という観点

からは今後地球温暖化に伴って気候変化あるいは社会環境の変化、そういったことが十分予想されますけれども、それらに対してどうなるのか、また地域社会への影響、環境への影響、こういったことも評価をして、最終的に、1 ページにまた戻りまして、目的別の総合評価、つまり洪水調節の機能としていろいろ評価軸で評価した結果、例えばどの案がベストです、場合によってはベストではないけれども、コストは余り変わりませんし、十分検討に値する案ですと、具体的にどうなるかはわかりませんが、そういった総合評価を最終的には行うといった流れになっております。

今洪水調節について説明しましたけれども、その横に〔サ〕、〔シ〕、〔ス〕と新規利水の観点からの検討、流水の正常な機能の維持の観点からの検討、その他の目的に応じた検討、こういった洪水以外の面についても検討を行いなさいというふうになっております。その中で、〔サ〕の新規利水の観点からの検討につきまして若干洪水と異なる点がありますので、そののみ簡単に説明させていただきます。資料ですと8 ページになります。洪水につきましては、地方整備局のほうで全部検討することになりますけれども、利水については利水参画者がおられますので、そういったところと協力しながら検討進めなさいということになっております。

まず、このフローの一番上ですけれども、利水参画者に対しまして、ダム事業の参画継続の意思があるかどうか、開発量として毎秒何m³の水が必要かどうか、これらを確認しなさいということになっております。あわせまして、その右の枠囲いですが、代替案が考えられないかどうか検討するように要請するということになっております。仮に、利水参画者のほうでわかりました、代替案を検討しましょうということになれば、その下の枠でございますが、検討主体として、これは東北地方整備局でございますけれども、利水参画者がつくった代替案の妥当性を可能な範囲で確認するということになっております。利水参画者のほうで代替案を検討する余裕がありません、検討できませんということであれば、その下にいきますけれども、検討主体はダム事業者、水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討しまして、概略検討により利水対策案を抽出することにしております。これにつきましても次の9 ページにちょっと細かくは説明しませんが、先ほどの治水と同じように、こういった代替案があり得るので検討しなさいというふうにしっかり示されておるところでございます。これに基づきまして、代替案をつくって、治水と同じように利水用の評価軸は次の10ページに書いておりますけれども、先ほどの治水と同じように目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への

影響、それらにつきましてそれぞれ評価をしまして、最終的に利水対策案の総合的な評価を行うということになります。

その流れの中で、枠囲いの下から4つ目ですか、利水対策案を利水参画者に提示して意見聴取しなさいと、こういった流れが治水と違って追加されている部分でございます。

こういった観点で利水も検討を行いまして、最終的に治水と同じく利水についての総合評価を行うといった流れになります。

また1ページに戻っていただきまして、それぞれ治水、利水、流水の正常な機能の維持の観点、あとは必要に応じてその他の目的、それぞれ個別に目的別の総合評価を行いまして、このフローチャートの〔セ〕の部分になりますけれども、最終的にトータルとして検証対象ダムの総合的な評価を行います。その上で対応方針案、じゃあ鳥海ダムそのままいくのか、あるいは別な案でいくのか、そういった案を決定しまして、〔タ〕になりますけれども、検討主体から本省へ検討結果の報告をして、最終的に決定するのはこれの〔テ〕、本省による対応方針等の決定というふうになるというのがトータルの流れでございます。

これが今回の検討の流れになりますけれども、ではこの検討の場で実際にどういうふうにやっていくのかという部分について、簡単でございますが、資料3のほうをごらんいただきたいと思います。上のほうにステップ1、2、3、4というのがありまして、ステップ1、今後の検討の手順についてというのが本日の検討の場の内容でございます。次回以降については、ステップ2、3、4というふうになっておりまして、次回の検討の場において、事業の経緯と状況、子吉川のこれまでの治水、利水の歴史とか、現在の計画がどうなっているのか、そういったことを説明させていただいた上で、治水、利水方策の適用性、先ほど細かく代替案としてこういったのを考えなさいというのがありましたので、それぞれについて、仮にここの子吉川でこの案を適用するとしたら、イメージとしてこういうふうになります。こういったメリットとこういったメリットが考えられますと、その程度をお示しさせていただいて、この段階で一度パブリックコメント、意見募集をしたいというふうに考えてございます。そうしまして、子吉川につきましては、この案が非常に使えるのではないか、この案はやっても意味がないのではないかと、あるいは先ほどの中には入っていないけれども、こういった案も使えるのではないかと、そういったご意見を幅広く伺いまして、それを受けて、実際に代替案をつくって絞り込むといったことを考えています。そこがステップ3でございます。絞り込んだ上で、実際に事業の代替案の評価を行いまして、その評価につきましてもこの評価は間違っているのかというふうにしたほうがいい

とか、あるいはこういった評価軸も加えて評価したらいいのではないか、そういったご意見をいただきまして、最終的に総合評価をします。それを受けて、対応方針ということで報告書みたいな形を想定していますが、最終的に対応方針の素案をつくって、この段階でまた意見聴取をする。これは、実施要領細目にも規定されていることございまして、意見聴取をしまして、またその対応方針の原案をつくって事業評価監視委員会に、これも意見を聞かなければならないということになっておりますので、事業評価監視委員会に意見を聞き、最終的に対応方針をつくりまして、国土交通大臣に報告するというのが全体の流れでございます。

以上でございます。

【進行】 ありがとうございます。ただいま参考資料４と、それから資料３に基づきまして説明をいたしました。

４．討議

【進行】 それでは、議事次第の４番、討議に進みたいと思います。今の説明についてのご意見、そしてご質問も含めましてご発言をいただきたいと考えております。

それでは、由利本荘市、それから秋田県からそれぞれご意見を賜りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、長谷部市長、よろしくお願いします。

【長谷部由利本荘市長】 由利本荘市長の長谷部でございます。地元の市長として、由利本荘市民を代表いたしまして、鳥海ダムの必要性を含め４つの視点から意見を述べたいと思います。

まず第１点目は、ダム建設による治水の面からであります。由利本荘市は、ご承知のとおり鳥海山、子吉川、日本海という恵まれた自然環境にあります。標高2,236メートルの鳥海山の山頂から日本海までは直線距離でわずか16キロメートルしかありません。また、子吉川は河川延長が61キロメートルと短いため、降った雨は山から一気に海へ流れ込むこととなります。このため、融雪や集中豪雨による災害が毎年のように発生しておりますが、近年では平成19年の８月から９月にかけて３度、平成21年には９月に集中豪雨に見舞われ

て田畑の浸水や冠水等により大きな被害を受けております。また、夏場には渇水の影響によりまして、塩水が日本海より遡上し、水道水の安定供給や農業用水等の確保に市民は大きな不安を抱えており、本市の基幹産業である農業にとっても水不足は深刻な影響を及ぼしております。このため、こうした被害を未然に防ぐためにもダム建設は必要不可欠であると考えております。

第2点目は、ダムによる利水の面であります。少子高齢化の進む本市にとって、人口減少への対策は市の将来の存続を左右する最重要課題となっております。そのためには、地域の若者の雇用の受け皿となる企業誘致が重要であります。市では、秋田県と連携して電子部品製造の大手企業であるTDK株式会社に本荘工業団地への進出を依頼いたしまして、平成20年6月には、同社としては国内最大級の規模となるTDK-MCC本荘工場が操業を開始しております。同工場は積層セラミックコンデンサーの生産工場であることから、製品の製造過程で大量の水を要するため、現在の水量では今後当工場の稼働率向上や拡張への対応ができなくなります。また、同工場以外にも本市には電子部品製造等の企業が集積をしております。これら必要水量の確保には、ダム以外の対応では困難であると考えております。現在国内では、円高の影響もあり、大手企業の海外シフトがさらに進んでおりますが、同工場の存在は、本市はもとより秋田県にとりましても産業の振興や雇用確保など多くの面で地域に果たす役割は大きく、今後将来にわたり地元へ存続していただくためにも鳥海ダムを早期に建設していただき、安定操業への水量供給に努めたいと考えております。

また、第3点目は鳥海ダム建設に向けた市民の取り組みについてであります。鳥海ダムは、平成18年3月に策定された子吉川水系河川整備計画にダム建設が明記され、同年5月には河川愛護団体や流域の町内会組織など27団体により「鳥海ダムの建設を促進する市民の会」が設立されております。主な活動内容としては、毎年行っている国及び関係機関への要望活動や早期ダム建設に向けたPRのほか署名活動も行っております。ダム建設を望む署名は、現在5万1,163名に達するなど市民一丸となった運動の輪が広がっていることから、こうした由利本荘市民の意思もお酌み取りをいただいて鳥海ダムの建設の促進をお願いいたします次第であります。

第4点目は、地権者等を取り巻く状況についてであります。水没予定地域では、百宅水没生活対策会と鳥海ダム地権者会が組織されまして、全員一致してダム建設には協力する意思を示していただいております。しかしながら、平成5年4月に鳥海ダム調査事務所

が発足して今年で17年目になることから、水没地域では地権者の高齢化や過疎化、建物の老朽化が進んでおりまして、今後に向けた生活再建のめども立てられないことから、地域住民からはダム建設をいたずらに延ばさず、スピード感を持って早期に建設推進をするよう強く求められております。

結びに、国ではダムに頼らない治水対策のため、ダム建設が見直されようとしており、その一環として、本日この鳥海ダム検討の場が開催されておるわけではありますが、鳥海ダムの建設は予定地の関係住民だけではなくて、由利本荘市民の悲願であることをぜひご理解いただき、治水、利水の両面からも当地域にダムは必要であり、早期建設を強く訴えさせていただいて、市長としての意見とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【進行】 どうもありがとうございました。

それでは、秋田県、堀井副知事からお願いいたします。

【堀井秋田県副知事（佐竹秋田県知事代理）】 秋田県副知事の堀井でございます。私から、まずこの検討の場におきまして、特に地元を中心といたしました公共団体あるいは住民の声をぜひひとつ丁寧にお聞き取り願いたいというまず第1点目のお願いであります。

もう一点は、この検討に当たりましては、丁寧なさまざまな手続を踏みながら慎重に、あるいは緻密な検討をなされるというわけでありますけれども、また一方で迅速な検討ということもぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

今、由利本荘の市長のお話がありましたけれども、私ども県といたしまして、まず3点申し上げたいと思います。

1点目は、治水対策の重要性ということであります。どのような形で治水対策をとるかという議論の前に、何と言っても治水対策それ自体、やはり秋田県もこれまでもたびたび大規模な水害に遭いまして、住民の生命あるいは財産に対して大変大きな被害をこうむっているわけであります。これは最近におきましても、例えば平成19年、この子吉川水系でも水害の被害があったのでありますけれども、県北部の米代川水系阿仁川等におきましては、本当に大変な被害をこうむったわけであります。

また、今年度もいわばゲリラ的な豪雨というものが私どもの県内においても数多く発生いたしまして、これまで観測した記録を塗りかえるような、そうした大規模な水量、そし

て被害が発生しているというのが実情でございます。こうした水害から住民の生活とか暮らしを守るということは、私ども特に行政に携わる者にとりましては最も基本となる役割でありまして、改めてこうした治水対策の重要性を訴えたいというふうに思います。

そして、この当子吉川水系におきまして、ではどのような形で治水対策をとっていくのかということでもありますけれども、例えば河川のダム建設によらずして、河川改修という形をとった場合に、例えば河川の幅員を広げるという場合に、果たして現実的にその河川の兩岸に数多くの住民が生活をしているということを考えますと、果たして現実的に可能なのかということになりますと、私どもはなかなかそれは現実的にはとり得ない方法ではないかということで、治水対策に、この子吉川水系におきましてはダムの建設ということが最も適切であるというふうに考えているところであります。

2つ目は、産業面でいけば利水ということでもあります。秋田県の第2次産業、製造業、中でも私ども中核となりますのは当由利本荘地域におけます電子デバイス産業の立地ということでもあります。これは、私ども秋田県におきましても長い歴史を持っておりまして、またこれから環日本海ということで対岸諸国をにらみながらのそうした貿易も含めた産業振興を図るという点からしても当地域におきます立地ということは、これからの秋田県の産業振興、そしてまた雇用の場の確保ということからしても最も中心となる戦略であるというふうに思っているところであります。おかげさまでこの本荘工業団地にTDKの工場が立地をしてくださったわけでもありますけれども、何と言ってもここも工業用水がないということでもあります。これは、これからの当地域におきます物づくり産業の立地ということからすると最も大切なインフラということになるわけでもあります。この工業団地の用水の確保ということは、現実的にはダムによる方法しかなかなか見出すことはできないのではないかなというふうな思いが私どもいたしておりますし、それは今由利本荘市の市長が述べたということと同じであります。どうかその点からも私どもはダムの建設が必要であるというふうに思っているところであります。

最後に、3つ目といたしまして、この地域、特に渇水の被害、これがたび重なっているということでもあります。それによりまして、上水道あるいは農業用水等がなかなか水量確保できないということが毎年のように発生しているわけでありまして、こうした安定した水の確保というためにはダムの建設、こうしたことが一番妥当な手法なのではないかというふうに思っておるところであります。

以上、3点を申し述べさせていただきましたけれども、何とぞそうしたことを総合的に

お酌み取りいただきながら、この検討を進めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

【進行】 本当にありがとうございました。

それでは、東北地方整備局からコメントございますでしょうか。

【青山局長】 今、市長さん、そして副知事さんから貴重なご意見いただきました。昔から気になっていましたのは、特にTDKの問題があって、前市長からも火事の際に火を消す水もないのだというような話で、とにかく非常に困っていると。全国的に見ても、そういう意味では水が逼迫しているところとしては非常に優先順位が高いところなのですが、一方で全国のダム事業の中でどうも先行しているダムから順次やっている関係で、非常に遅れているということで、非常に気になっているところです。もう少しいろんな工夫ができないかなということで、今まで事務所もいろんな検討をしているさなかでございます。今のご意見も含め、総合的に考えながら、特に副知事さんから迅速にというお話がございましたので、迅速にいろんな案について検討させていただいて、皆さんと議論を交わしたいというふうに思っています。我々もできるだけ時間をかけていい問題だと思っていませんので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。特に利水関係の検討につきましてもまた市のほうともいろいろご相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【進行】 そのほかにご発言ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

【進行】 それでは、議事の4をこれで終了させていただきたいと思います。

事務局からは特に連絡ないですね。

【山本水災害予報企画官】 はい。

5. 開会

【進行】 では、以上をもちまして「第1回鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——— 了 ———